

いじめ解消調査特別委員会会議録（要点筆記）

令和8年7月21日（火）

午後1時30分 開議

○委員長（中村和也）

ただいまからいじめ解消調査特別委員会を始めます。

それでは、協議題1「調査事項について」を議題とします。

まず、(1)「委員会の方向性について」を行います。

資料1に、当委員会の前提となる部分について、社会背景や問題意識をまとめましたので説明します。

1点目は「いじめ・不登校・自殺をめぐる深刻な現状」についてです。現在、全国的に見ても児童生徒を取り巻く状況は極めて深刻な事態に直面しており、子どもの命と尊厳を脅かす重大な人権問題としていじめを捉えていく必要があります。

文部科学省の統計においても、いじめの認知件数、重大事態の発生件数、不登校児童生徒数、小中高生の自殺者数がいずれも過去最多を記録している状況です。子どもたちが発する小さなSOSを早期かつ確実に受け止め、事態の深刻化を防ぐ体制の強化が必須となっています。こうした問題意識から、先の臨時会において当委員会の設置をご承認いただいたところです。

2点目は「他自治体の動向」についてです。現在、こども家庭庁主導のもとで学校外からのアプローチによるいじめ解消の手法開発・実証事業が進められています。これまでの学校・教育委員会を中心とした内部的な教育的アプローチだけでなく、学校外（市長部局や第三者機関など）からのアプローチを組み合わせることで、いじめの長期化や重大事態化を防ぐ体制の構築が必要不可欠であるという方針が示されています。

また、半田市が「選ばれるまち」を目指していく上でも、保護者が安心して子どもを預け、子育てできる環境をソフト・ハード両面から整えていくことは欠かせない要素です。

これらを踏まえ、今後の調査の方向性としては、「学校外からのアプローチによるいじめ解消体制」について、本市における導入の有効性や適正な仕組みがどのようなものであるかを、先進地調査や研究を通じて検証し、最終的に委員会報告（提言）として取りまとめていきたいと考えています。

当委員会の方向性や背景について、皆様からご意見やご質問がありましたらお願いします。

○山田清一委員

この「学校外からのアプローチ」について、具体的にこういった組織や関わり方を想定しているのか、もう少し詳しく説明してください。

○委員長（中村和也）

ここで言う学校外からのアプローチとは、学校の教職員や教育委員会といった、従来の教育行政の直接的な当事者ではない外側の機関によるアプローチを指します。

先進事例では、大きく分けて次の2つのパターンがあります。

1つ目が、首長部局に専門部署を設置する方法です。この方法では、教育委員会から独立した首長直轄の部署に、専門の相談窓口や調査・対応を行う部署を設置し対応します。

2つ目が、第三者機関を設置する方法です。行政内部からも独立した第三者機関（人権擁護委員やオンブズパーソンなど）を条例に基づいて設置し、相談受付や調査・対応を行います。

本市において、市長部局に窓口を置くのが良いのか、あるいは民間の第三者機関等に委託・設置するのが良いのかといった、教育行政の外側のあり方について幅広く調査・研究していきたいと考えています。

○山田清一委員

いじめの問題を学校現場や担任教諭、教育委員会だけに丸投げするのではなく、多様なセーフティネットで支える仕組みを検討する、ということですか。

○委員長（中村和也）

その通りです。

○有留麻由委員

学校外のアプローチの受け皿として、行政組織だけでなく、地域で子ども支援の実績があるNPO法人や民間の専門団体等への委託なども調査研究の視野に入っているという認識でよろしいですか。

○委員長（中村和也）

はい、その通りです。どのような主体や連携方法が最も本市に適しているかを、調査していきたいと考えています。

他にご発言ありませんか。

【「なし」との声あり】

それでは、（１）「委員会の方向性について」は以上とします。

続きまして、先に（３）「県外視察について」を行います。資料３をご覧ください。

県外視察候補の正副委員長案を４つ説明します。

1つ目は、大阪府寝屋川市についてです。全国に先駆けて、市長部局に「危機管理部 監察課」という強い権限を持つ部署を立ち上げました。令和２年１月にはいじめ対策に関する独自の条例を施行し、学校現場での「教育等アプローチ」と、市長部局による法的・行政的なアプローチの複数ルートによる相談体制を整備しています。被害児童や保護者の意向に合わせて対応ルートを選択でき、監察課に配置された弁護士等の専門資格者が直接調査を行い、学校等に対して法的な事後改善勧告を実施できます。毎月異なるテーマでいじめ防止の案内等を全

児童生徒に手渡すアウトリーチ活動も特徴です。

2つ目は、大阪府八尾市です。G I G Aスクール端末の活用が特徴です。いじめ報告・相談用のスマートフォンアプリ「STANDBY（スタンバイ）」を導入し、1人1台端末から匿名でいじめの相談や報告ができる仕組みを構築しています。相談は市長部局に配置された臨床心理士等の専門職が1次対応し、必要に応じて学校等と連携して迅速な解決に繋がっています。

3つ目は、滋賀県大津市です。平成23年に発生したいじめ重大事態の教訓から、市長部局に直接「いじめ対策室（現・おおつつこ相談チーム）」を常設し、第三者調査委員会を整備しました。臨床心理士等の専門スタッフが直接相談に対応しています。また、令和6年6月からは1人1台端末を活用したメールによる相談システムを新たにスタートしています。

4つ目は、兵庫県川西市です。完全に独立した第三者機関を設置している事例です。平成10年に深刻ないじめ被害が発生したことを契機に、子どもの公的人権救済機関として「子どもの人権オンブズパーソン」を立ち上げました。行政からも教育委員会からも完全に独立した立場で、子どもの権利侵害やいじめの相談を受け、専門的なアプローチから救済と解決を図る仕組みを20年以上にわたって継続しています。

寝屋川市、八尾市、大津市が市長部局に直接体制を構築している自治体、川西市が完全に独立した第三者機関を設置している自治体となります。

追加したい候補地がありましたら、7月24日（金）までに正副委員長、または事務局までお知らせください。

○山田清一委員

この4つの候補地の中で、最優先する自治体はどこですか。また、先方との調整がつかなかった場合の対応についても教えてください。

○委員長（中村和也）

市長部局での先駆的かつ強力なアプローチを行っている寝屋川市を最優先にしたいと考えています。

もし先方の都合等により現地での視察が困難となった場合は、日程を再調整するか、あるいはオンライン視察も含めて柔軟に調整を図っていきます。

○有留麻由委員

いじめ対応という個別事案として介入することを重視して組織を組み立てている自治体（寝屋川市など）と、いじめを「子どもの権利擁護」という大きな枠組みで捉えてアプローチしている自治体（川西市など）の両方があります。当委員会において、テクニカルな面と根底にある人権擁護の視点の両方をバランスよく学びたいと考えますが、いかがですか。

○委員長（中村和也）

そのバランスは非常に重要であると考えています。実際の運用の本音を伺う中で、そのあたりもしっかりと調査していきます。それぞれの異なる特徴をどうバランスよく組み合わせていくか、今週いっぱいを目処として最良の組み合わせ

せを検討します。

○田中嵩久委員

私から1点、大阪府の箕面市を提案します。箕面市においても市長部局主導で「いじめ問題対策連絡協議会」を組織し、学校外からの早期アプローチに取り組んでいます。半田市と人口規模が近く、本市が将来的に制度を導入・仕組み化する際の比較対象として非常にイメージしやすいと考えます。

○委員長（中村和也）

ご提案いただいた箕面市は確かに人口規模や地域特性の面でも本市に近く、非常に参考になると思います。ぜひ有力な候補の一つとして加えさせていただきます。

その他にご発言ありませんか。

【「なし」との声あり】

それでは、(3)「県外視察について」は以上とします。

続きまして、(2)「年間スケジュールについて」を行います。資料2をご覧ください。当委員会の今後のスケジュール案を説明します。

7月24日(金)は視察先に関する各委員からのご意見・追加要望の提出締め切り、8月24日(月)午後1時30分からは県外視察先の決定報告、視察先事前勉強会、9月4日(金)午後1時30分からは県外視察先へ送付する事前質問事項の整理・調整、10月21日(水)～23日(金)のうち2日間は県外視察の候補日、11月9日(月)午前10時から視察報告書の取りまとめ、委員会報告書(提言)の方向性確認、12月15日と1月19日は委員長報告案の調整・完成、2月1日午前10時から予備日です。

3月定例会までに確実に取りまとめを行いたいため、このようなスケジュールを設定させていただきました。

年間スケジュールについて、この内容のとおりでよろしいですか。

【「異議なし」との声あり】

それではこのように進めていきます。

先進地の取組を学ぶ前に、まず「半田市内の学校におけるいじめの現状」や「現在の相談体制の課題」について、市内の実態を勉強する機会を設ける必要があるか、皆様の意見を伺います。

○渡邊昭司委員

ぜひ実施していただきたいです。半田市内で実際にどれくらいはいじめや不登校が発生し、どのような仕組みで対応されているのかという本市の現在地を把握しておかなければ、視察先の取り組みとの比較や有効性の正しい評価ができないと考えます。

○鈴木英華委員

私も同意見です。近年はスマートフォンやSNS上のグループ内での陰湿なデジタルいじめなど、いじめの質や傾向が変化していると聞いています。現在、半田市内でどういったいじめがどれくらい発生しているのかという生きた現状

のデータを把握した上で、先進地へ臨みたいと思います。

○委員長（中村和也）

それでは、教育部に依頼し、現在の半田市内のいじめ認知状況や対応体制に関する勉強会の機会を設けたいと思います。

参考として、令和６年度に本市教育委員会が正式に認知した「いじめ件数」は、小学校が４８件、中学校が３５件の合計８３件となっています。これらの数字の背景や実際の認定プロセス等についても、しっかりと説明していただく機会を作ります。

○山田清一委員

勉強会のタイミングについて、８月２４日に予定している「視察先勉強会」の枠組みの中に教育部の担当者と呼び、本市の実態説明をあわせて実施していただくのが効率的と考えますが、いかがですか。

○委員長（中村和也）

８月２４日の勉強会の中で本市の現状説明もあわせて実施できるよう調整します。

○山田清一委員

現在、文教厚生委員会のフォルダ等にアップロードされている資料にも過去数年間の認知件数や不登校の推移などの基礎的な数字が載っておりますので、事前に目を通しておくと勉強会がさらに深まるかと思います。

○有留麻由委員

現状説明の前に、単なる件数の推移だけでなく、「誰が、どういう状態をもって、いじめであると公式に認定するのか」という認定基準や、命の危険に関わるような「重大事態」の判定プロセスについても、はっきりと確認しておきたいと考えます。

○委員長（中村和也）

数値だけでなく、プロセスの部分や認定の透明性について、事前に投げかける質問事項を整理し、８月の勉強会で明確な説明をいただけるよう手配します。

また、私個人の問題意識としては、いじめや不登校の件数のみならず、児童生徒の自殺の実態やＳＯＳの検知状況などについても可能な限りのデータを把握して調査に生かしたいと考えています。学校教育の枠内（教育委員会）だけでなく、市長部局側が把握しているデータも含めて包括的に聞いていきたいと思えます。

○学校教育課長（内藤誠）

教育委員会としても、学校現場や関係機関と連携して把握しているデータや現在のいじめ防止プログラムの実態についてご説明し、有意義な調査研究となるよう全面的に協力させていただきます。

○こども未来部長（間瀬恒幸）

こども未来部が所管する「こども家庭センター」の相談窓口においても、年間数件ではありますがいじめ等の相談が直接寄せられている実態があります。詳

細について子育て相談課長よりご報告いたします。

○子育て相談課長（間瀬 小夜子）

こども家庭センターでは、発達の遅れや不登校、子育ての不安などについて幅広く相談を受ける発達支援相談「あゆみ」という窓口を設けています。この窓口寄せられた相談のうち、親御さんや本人から直接いじめ被害の訴えがあった件数は、ここ3年間、毎年約2件ずつ寄せられています。

これらは学校や教育委員会が公式に認知した統計データとは別の、市長部局側の窓口へ直接届いた件数です。なお、児童虐待の相談ルートにおけるいじめ関連の相談実績は0件です。愛知県全体で見ましても、市長部局側でキャッチした児童相談関連のいじめ相談件数は年間14件程度と、まだまだ十分に認知が届いていないのが現状です。

○委員長（中村和也）

本市においても現時点で学校外にも相談できる窓口自体があることが確認できましたが、認知度や相談が寄せられた後の対応方法に課題がある現状です。今後、当委員会においても学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みをどのような構築しているのか先進自治体の取組をベースに調査していきたいと思えます。

こども家庭庁が実施している実証事業報告書（手引き）の中では、全国の先進自治体が実施してきた市長部局等のアプローチを、次の4つのモデルに分類して整理されています。

1つ目は伴走支援モデルです。こちらは被害児童生徒や家族に寄り添い、精神的な支援や環境調整を行うモデルです。

2つ目は起動・連携モデル（一体型モデル）です。首長部局と教育委員会が最初から一体となり、迅速な初期対応と指導を行うモデルです。

3つ目は権利擁護・第三者救済モデル（独立型モデル）です。完全に独立した第三者機関が、子どもの権利を守る立場から調査・是正勧告を行うモデル（川西市や箕面市が該当）です。

4つ目はプラットフォームモデルです。地域の多様な支援リソースや関係機関をネットワーク化して支えるモデルです。

当委員会においても、この4つのモデル分類を念頭に置きながら県外視察や勉強会を進めていくと、非常に整理された政策提言が構築できると考えています。

○有留麻由委員

その手引きの資料や、こども家庭庁の資料等も、事前に委員会内で共有し勉強できるとありがたいです。

○委員長（中村和也）

後ほど皆様へ共有します。

子育て相談課長に伺います。先ほどのこども家庭センターへ持ち込まれたいじめ相談が年2件というのは、教育委員会が認知している件数の中に重複してカウントされているのか、あるいは全く別のルートとして教育委員会側には届

いていない案件なのですか。

○子育て相談課長（間瀬小夜子）

こども家庭センターへ相談があった際には、保護者の同意を得た上で速やかに教育委員会や在籍学校へ情報を提供し連携して対応しています。そのため、多くは教育委員会側の認知件数にも重複してカウントされていると考えていますが、共有した案件の追跡までは行っていないため重複しているかは分かりません。

○委員長（中村和也）

そのあたりの情報連携のあり方も今後の重要な調査事項になってくると思います。その他、ご発言ありませんか。

【「なし」との声あり】

ないようですので、以上で本日予定しておりました協議事項はすべて終了しました。これをもって、いじめ解消調査特別委員会を終わります。

午後1時59分 散会